

2017年6月1日
東京海上日動あんしん生命保険株式会社

「遺児への教育・養育支援」2018年度支援対象者募集開始のお知らせ

東京海上日動あんしん生命保険株式会社(社長 なかざと かつみ 中里 克己)は、社会貢献活動の一環として実施する「遺児への教育・養育支援」の2018年度支援対象者募集を本日より開始します。

当社は、広く地域・社会の発展に貢献するため、創立20周年を迎えた2016年より以下の活動を実施しています。

概要： がんなどの疾病により保護者を亡くした子どもたちを経済的にサポートするために、当社が基金を設立し、「給付型奨学金」および「教育教材」をご提供いたします。

	制度名	申請資格を有する方 (注1)	内容
給付型奨学金の提供	東京海上日動あんしん生命奨学金制度 (募集人数：50名)	大学等への進学を希望される高等学校の生徒など	在学期間中に、年間30万円の奨学金を給付します。(原則、返還不要です。)
教育教材の提供	東京海上日動あんしん生命幼児教育支援制度 (募集人数：100名)	小学校入学前の児童の保護者	年少～年長期間(最長3年間)中に、毎月無償で、株式会社ベネッセコーポレーションの「こどもちゃれんじ」をお送りします。

(注1)当社でのご契約の有無にかかわらず、ご応募いただけます。

募集期間： 本日より **2017年10月31日(火)まで**

申込要領： 募集要項(別紙)の通り、公益社団法人 日本フィランソロピー協会^(注2)宛に申請書等をお送りください。

(注2)当社は、同協会の協力を得て本活動を実施いたします。

以上

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 東京海上日動ビル新館 〒100-0005

※上記「遺児への教育・養育支援」のお申込みに関するお問合せは、下記にお願いいたします。
公益社団法人 日本フィランソロピー協会(TEL 03-5205-7580)

東京海上日動あんしん生命 奨学金制度
2018 年度奨学生 募集要項

本奨学金は、疾病により保護者を失った遺児で、経済的理由により進学が困難な方に、奨学金の給付を行うことで大学等への進学を後押しすることを目的とし、「東京海上日動あんしん生命 奨学金制度」に基づいて運営されるものです。

申請資格等	<p>疾病により保護者を失った遺児で、高等学校等(※1)から大学等(※2)への進学希望があり、経済的理由により援助を必要とし、次の1・2の両方に該当する方。</p> <p>※ 1 高等学校等とは、学校教育法により定められた次の機関を指し、国・公・私・および昼・夜間の別は問いません。</p> <p>「高等学校」、「特別支援学校の高等部」、「中等教育学校の後期課程」、「高等専門学校」、「専修学校の高等課程」</p> <p>※ 2 大学等とは、学校教育法により定められた次の機関を指し、国・公・私・および昼・夜間の別は問いません。</p> <p>「大学」、「短期大学」、「専修学校専門課程」</p> <p>1. 申請資格</p> <p>2018 年 4 月に満 21 歳未満で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方。</p> <p>(1) 2018 年 3 月末に高等学校等を卒業予定の方。</p> <p>(2) 高等学校等を卒業後、2 年以内の方(大学等に入学されたことのある方は除きます)。</p> <p>(3) 国の「高等学校卒業程度認定試験」に合格された方(大学等に入学されたことのある方は除きます)。</p> <p>2. 所得</p> <p>申請時における保護者の前年度の年間世帯収入金額が550万円を超えない方。</p>
募集人数	50 名
給付額	年間 30 万円
給付期間	対象となる教育機関に在学中の期間(正規の最短修業期間以内)
給付方法	毎年 5 月に、ご指定の口座へ当該金額を振り込みます。
奨学金の返還	本制度に基づく奨学金は、原則として返還を要しません。 (他奨学金との併用可)
申請に必要な書類	<p>ホームページよりダウンロードして提出いただく書類、各自でご用意いただく書類があります。</p> <p>1. (公社)日本フィランソロピー協会のホームページより以下の書類をダウンロードしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 「東京海上日動あんしん生命 奨学金制度」2018 年度奨学生申請書 ➤ 個人情報の保護に関する同意書 <p>書類ダウンロード： http://www.philanthropy.or.jp/anshin</p>

	<p>2. 以下の書類を、ご用意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 直近の世帯収入(2016年中)を証明する公的証明書 <ul style="list-style-type: none"> *「所得証明書」(年間収入が明記されていること)もしくは「非課税証明書」 *生活保護受給中の方は、別途「生活保護決定(変更)通知書」(金額の記載のあるもの)を提出してください。 *証明書の書式は、市区町村によって異なります。 *給与所得の「源泉徴収票」、「確定申告(控)」は不可です。 ➤ 大学等への入学資格証明書 <ul style="list-style-type: none"> *高等学校等の「在学証明書」もしくは「卒業証明書」 *「高等学校卒業程度認定試験」の合格証明書
申請先	<p>〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 244 公益社団法人 日本フィランソपी協会 「東京海上日動あんしん生命 奨学金制度」事務局 宛</p>
申請期間	2017年6月1日(木)～2017年10月31日(火)当日消印有効
内定時期	<p>選考委員会で選考のうえ、申請者本人に通知します(2018年2月予定)。 なお、大学等への進学が実現しなかった場合は内定を取り消します。</p>
内定後の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住民票記載事項証明書 <ul style="list-style-type: none"> *生計を一にする方全員分。 *本籍地欄の表示およびマイナンバー(個人番号)の記載のいずれもないもの。 ➤ 大学等の在学証明書 <ul style="list-style-type: none"> *2018年4月末日までに提出いただきます。 ➤ 奨学金給付申請の資格要件となる保護者の死亡診断書 <ul style="list-style-type: none"> *死亡診断カルテが保存期間(5年)の経過によって破棄されている場合(医療機関にないとき)は、本籍地を管轄する法務局で発行される死亡届書の記載事項証明書。

東京海上日動あんしん生命 幼児教育支援制度
2018 年度 募集要項

本制度は、疾病により保護者を失った遺児で、経済的な理由により幼児期の教育が困難なご家庭に、知育教材を1年間～最大3年間無償で提供する、「東京海上日動あんしん生命 幼児教育支援制度」に基づいて運営されるものです。

申請資格等	次の1・2の両方に該当する方。 1. <u>申請資格</u> 疾病により保護者を失い、経済的な理由により支援を必要とする未就学の遺児かつ2012年4月2日から2015年4月1日生まれのお子さまを養育する方。 2. <u>所得</u> 申請時における前年度の年間世帯収入金額が550万円を超えない方。
募集人数	100名
支援内容	株式会社ベネッセコーポレーションの「こどもちゃれんじ」を、年少～年長期間に1年間～最大3年間、無償で提供します。
支援期間	上記資格の子が小学校に入学するまでの期間
提供方法	2018年3月以降、ご指定の住所に毎月郵送します。(国内受講に限ります。)
申請に必要な書類	ホームページよりダウンロードして提出いただく書類、各自でご用意いただく書類があります。 1. (公社)日本フィランソピー協会のホームページより以下の書類をダウンロードしてください。 ➤ 「東京海上日動あんしん生命 幼児教育支援制度」2018年度申請書 ➤ 個人情報の保護に関する同意書 書類ダウンロード：http://www.philanthropy.or.jp/anshin 2. 以下の書類を、ご用意ください。 ➤ 直近の世帯収入(2016年中)を証明する公的証明書 *「所得証明書」(年間収入が明記されていること)もしくは「非課税証明書」 *生活保護受給中の方は、別途「生活保護決定(変更)通知書」(金額の記載のあるもの)を提出してください。 *証明書の書式は、市区町村によって異なります。 *給与所得の「源泉徴収票」、「確定申告(控)」は不可です。
申請先	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 244 公益社団法人 日本フィランソピー協会 「東京海上日動あんしん生命 幼児教育支援制度」事務局 宛
申請期間	2017年6月1日(木)～2017年10月31日(火)当日消印有効
内定時期	選考委員会で選考のうえ、申請者に通知します。(2018年1月予定)。

<p>内定後の 提出書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 住民票記載事項証明書 <ul style="list-style-type: none"> * 生計を一にする方全員分。 * 本籍地欄の表示およびマイナンバー(個人番号)の記載のいずれもないもの。 ➤ 本申請の資格要件となる保護者の死亡診断書 <ul style="list-style-type: none"> * 死亡診断カルテが保存期間(5年)の経過によって破棄されている場合(医療機関にないとき)は、本籍地を管轄する法務局で発行される死亡届書の記載事項証明書。 ➤ 「こどもちゃれんじ」申込書 <ul style="list-style-type: none"> * 内定通知と共にお送りします。ベネッセコーポレーション宛にご送付いただきます。 ➤ お子さまの絵画作品 <ul style="list-style-type: none"> * 「こどもちゃれんじ」提供終了後に提出いただきます。
----------------------	---